



Q3

裁判員はどのようにして選ばれるのですか？

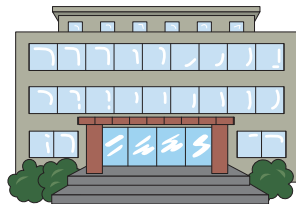
A

最初に、選挙人名簿をもとに裁判員候補者名簿を作成します。裁判員は、この候補者名簿の中から、1つの事件ごとに、裁判所における選任手続により選ばれます。

1

裁判員候補者名簿を作成します。

選挙権のある人の中から、翌年の裁判員候補者となる人を毎年くじで選び、裁判所ごとに裁判員候補者名簿を作ります。名簿に載った人には連絡がいきます。



2

事件ごとにくじで、裁判員候補者が選ばれます。

事件ごとに、①の名簿の中からくじでその事件の裁判員候補者を選びます。選ばれた人には、裁判所に来てもらう日時等をお知らせします。

3

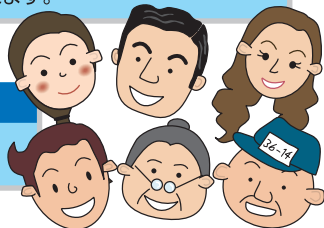
裁判所で、候補者の中から裁判員を選ぶための手続が行われます。

裁判長から、裁判員になれない理由（Q5参照）がないかどうか、辞退希望がある場合はその理由（Q7参照）などについて質問されます。裁判員になれない理由のある人や辞退が認められた人は候補者から除外されます。また、検察官や弁護士は、双方とも、法律で決められた人数の範囲内で候補者から除外されるべき人を指名することができ、指名された人は候補者から除外されます。

4

裁判員が選ばれます。

除外されなかった候補者から、裁判員が選ばれます。



Q4

裁判員に選ばれたら、どのようなことをするのですか？

A

次のような仕事をするようになります。

1 公判に出席する（公開）

裁判員に選ばれたら、裁判官と一緒に、刑事事件の審理（公判といいます。）に出席します。公判は、できる限り連続して開かれます。

公判では、証拠として提出された物や書類を取り調べるほか、証人や被告人に対する質問が行われます。裁判員から、証人等に質問することもできます。

2 評議、評決をする（非公開）

証拠に基づいて、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどんな刑にするべきかを、裁判官と一緒に議論し（評議）、決定する（評決）ことになります。

議論を尽くしても、全員一致の結論が得られない場合、評決は、多数決により行われます。ただし、有罪であると判断するときや、刑の内容を決めるためには、裁判官、裁判員のそれぞれ1名以上を含む過半数の賛成が必要です（これによって有罪とならない場合は、すべて無罪になります。）。有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかについての裁判員の意見は、裁判官と同じ扱いになります。

3 判決宣告（公開）

評決内容が決まると、法廷で裁判長が判決の宣告をします。

裁判員としての仕事は、判決の宣告により終了します。

